

一般廃棄物処理業許可証

宇部市大字妻崎開作1319番地の1

株式会社 アースクリエイティブ

代表取締役 栗原 和実

平成29年10月31日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

平成29年12月15日

山口市長 渡辺 純 忠

記



- 1 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物(動植物性残渣)
- 2 収集・運搬・処分の別 収集及び運搬
- 3 営業所・事務所等の所在地 宇部市大字妻崎開作1319番地の1
- 4 許可する区域又は事業所等 山口市域内の事業所に限る
- 5 許可の期間 (自) 平成29年12月27日
(至) 平成31年12月26日
- 6 許可車両 別紙のとおり
- 7 許可条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則、山口市一般廃棄物(ごみ等)収集運搬業許可取扱要綱及び市長の指示事項を遵守すること。